

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指すとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指す。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	897	1,150	1,350	1,305
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	897	897	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	768	1,014	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度	-
		14億800万	13億5,500万	13億9,000万	14億800万	13億6,400万		10億4,200万	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	政府全体の適応計画の策定	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○
		-	「適応への挑戦2012」作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート	中環審気候変動影響評価等小委員会による審議	「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」(中環審意見具申)	「気候変動の影響への適応計画」策定、閣議決定(平成27年11月27日)	政府全体の適応計画の策定	
	世界全体での低炭素社会の構築推進 ※LCS-Rnet: 低炭素社会国際研究ネットワーク(21年度設立) ※LoCARNet: 低炭素アジア研究ネットワーク	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	-
		-	LCS-Rnet年次会合(パリ)	LCS-Rnet年次会合(オックスフォード) LoCARNet立ち上げ年次会合(バンコク)	LCS-Rnet及びLoCARNet年次会合(横浜)	LCS-Rnet年次会合(ローマ) LoCARNet年次会合(ポゴール)	LCS-Rnet年次会合(パリ) LoCARNet年次会合(ジョホールバル)	知見共有活動の推進	

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出の状況】          &lt;温室効果ガス排出量&gt;          ○平成26年度の温室効果ガス排出量は、前年度比3.1%減(4,400万トン減)となった。これは、機器の効率化、東日本大震災後の節電などの省エネの進展や気候要因に伴う電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善に伴う電力由来のCO2排出量が減少したことが主な要因である。また、2012年に固定価格買取制度が開始したことにより再生可能エネルギーが増加していることや、2011年からエネルギー消費量が減少し続けているというトレンドも要因の一つである。</p> <p>&lt;温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)&gt;          ○平成27年度においては、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合における検討等を踏まえ、7月17日の地球温暖化対策推進本部において、我が国の約束草案を取りまとめ、国連に提出した。※我が国の約束草案が決定されたことを受け、2050年80%削減に先立つ中期的な目標として、今回の政策評価書において、2030年度目標を新たな「目標値」とした。○また、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合における検討等を踏まえ、2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた地球温暖化対策計画案を3月15日に地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始したところ。</p> <p>○さらに、政府自身の活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるため、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)を、平成28年3月15日の地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始したところ。</p> <p>&lt;政府全体の適応計画の策定&gt;          平成27年9月に、気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議を設置した。この連絡会議において、政府の適応計画の案を取りまとめた。その後、平成27年10月から11月にかけて実施したパブリック・コメントの意見も踏まえ、政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、政府として初めての気候変動の影響への適応計画を、平成27年11月27日に閣議決定した。</p> <p>&lt;世界全体での低炭素社会の構築推進&gt;          平成27年6月にフランス・パリで第7回LCS-Rnet年次会合を、平成27年10月にマレーシア・ジョホールバルで第4回LoCARNet年次会合を行うことで、目標である温室効果ガス削減に向けて、知見共有の観点から貢献した。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○地球温暖化対策計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、法に基づく少なくとも3年ごとの見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、5年ごとの見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○今後の長期大幅削減に向け、社会構造やライフスタイルの変革などを含めた目指すべき社会の絵姿を示すため、長期低炭素ビジョンを策定し、パリ協定に基づき各国に求められている「長期低排出発展戦略」の策定に向けて取り組む必要がある。</p> <p>○2030年度26%削減、さらには2050年までに80%削減という目標の達成に向け地域レベルの温暖化対策の推進、低炭素技術の開発・社会実装等の対策を進める必要がある。</p> <p>○平成27年7月から、低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択などあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始した。家庭・業務部門においては4割という大幅削減が必要であり、そのためには、最新の温暖化情報など、正確な情報発信を行うことで、国民の危機意識の醸成を促進することに加え、国民一人一人の意識変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発活動を強化する必要がある。</p> <p>○適応は、緩和と並んで地球温暖化対策の車の両輪であり、27年度に適応計画を策定でき、目標を達成した。</p> <p>○先進各国・途上各国の低炭素発展関連の研究機関・研究者等とのネットワーク活動により、連携体制が構築し、科学的知見の共有を行った。</p>	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  ○目標1-1と1-2を統合し、「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」とした上で、中長期的な地球温暖化対策を一体的に推進する。  ○適応については、適応計画の策定が完了したので、適応計画の記述に従い、計画の進捗管理、気候変動の影響評価、必要に応じた適応計画の見直しを進める。また、平成28年度事前分析表より、新たに目標1-3として「気候変動の影響への適応策の推進」を掲げる。  ○パリ協定で求められている長期の温室効果ガス低排出発展戦略の作成・提出のため、構築された連携体制を活用しつつ、長期的温室効果ガス削減対策研究事業を実施するとともに、長期低炭素ビジョンの策定に取り組む。</p> <p><b>【測定指標】</b>  ○適応については、適応計画の記述に従い、5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施することを、次期目標の測定指標とする。  ○研究成果の施策への活用を次期目標の測定指標とする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合において「日本の約束草案」の検討を行った。  ○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において「地球温暖化対策計画」の検討を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局  地球温暖化対策課  低炭素社会推進室  研究調査室  国際地球温暖化対策室</p>	<p>作成責任者名  (※記入は任意)</p>	<p>松澤 裕  名倉 良雄  竹本 明生  木野 修宏</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	---	-----------------------------	--	-----------------	----------------

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第2回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進する。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減(原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標)を達成する。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	67,822	95,033	96,178	139,004
	補正予算(b)	1,780	0	0	-	
	繰越し等(c)	4,887	5,820	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	74,489	100,853	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	57,911	91,631	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度(17年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)	-
		12億3,500万(12億1,900万)	11億8,800万	12億2,100万	12億3,500万	11億8,900万		9億2,700万(12億2,400万)	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
測定指標	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度(17年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)	-
		1億3,440万(1億4,990万)	1億3,260万	1億3,330万	1億3,410万	1億3,250万		1億2,350万(1億2,980万)	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度 (17年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度 (32年度)
代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算ト) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	3,860万 (2,770万)	3,360万	3,630万	3,880万	4,200万		2,890万 (4,560万)	—
年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>【温室効果ガスの排出の状況】</p> <p>&lt;エネルギー起源CO2排出量&gt; ○平成26年度のエネルギー起源CO2排出量は前年度比3.7%減となった。これは、電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善による電力由来のCO2排出量が減少したことが主な要因である。</p> <p>&lt;非エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量&gt; ○平成26年度の前エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量は前年度比1.2%減となった。これは、工業プロセス及び製品の使用分野において排出量が減少したことや、農業分野(家畜の消化管内発酵、稲作等)において排出量が減少したこと等による。</p> <p>&lt;代替フロン等4ガスの排出量&gt; ○平成26年度の代替フロン等4ガスの排出量は前年度比8.3%増となった。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCへの代替に伴い、冷媒分野において排出量が増加したこと等による。</p> <p>【温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)】 ○平成27年度においては、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合における検討等を踏まえ、4月30日に我が国の約束草案(要綱案)を提示、同要綱案を基に、6月2日の地球温暖化対策推進本部において、我が国の約束草案の政府原案を取りまとめた。さらに、パブリックコメントを経て、7月17日の同本部において、我が国の約束草案を取りまとめ、国連に提出した。 ※我が国の約束草案が決定されたことを受け、2050年80%削減に先立つ中期的な目標として、今回の政策評価書において、2030年度目標を新たな「目標値」とした。 ○また、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合における検討等を踏まえ、2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた地球温暖化対策計画案を、平成28年3月15日の地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始した。 ○さらに、政府自身の活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるため、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)を、平成28年3月15日の地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始した。</p>	
	施策の分析	<p>○2030年度に2013年度比で26%削減(2005年度比25.4%削減)するとの我が国の中期目標及び2020年度に2005年度比で3.8%以上削減するとの目標の達成に向け、各主体が取り組むべき対策や国の施策を位置付けた地球温暖化対策計画に基づき、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。</p> <p>○地球温暖化対策計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、法に基づく少なくとも3年ごとの見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、5年ごとの見直し検討を行う必要がある。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○目標1-1と1-2を統合し、「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」とした上で、中長期的な地球温暖化対策を一体的に推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○施策体系の変更にあわせ、測定指標についても見直す。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合において「日本の約束草案」の検討を行った。</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において「地球温暖化対策計画」の検討を行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素社会推進室 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	松澤 裕 名倉 良雄 馬場 康弘	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--	--------------------	------------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-③)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。また2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出削減目標のうち、森林吸収源については、約2.0%の吸収量の確保を目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	23	33	34	28
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	23	33	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	24	29	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)	-
		-	5,160万	5,280万	6,100万	5,790万	H29年4月集計予定	約3,700万(約4,690万)	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	インベントリ報告改善件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	-
-		15	16	20	22	6	-		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	<p>相当程度進展あり</p> <p>○H32(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、H42(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源をあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○H27年度の吸収量の数値はH32年度目標値を十分上回っているが、今後高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意する必要がある。</p> <p>○インベントリ報告改善件数がH27年度に減少しているが、これは①H25、26年度は算定方法ガイドラインが改正された最初の2年であったため、特に改善点が多かったこと、②H27年度は毎年実施されていたインベントリの審査が無く(延期された)、審査結果に伴うインベントリの改善がなされなかったことによる。</p> <p>○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のありかたについて、学識者の意見を聴取し、我が国のインベントリの報告内容を改善した。ここで取りまとめられた成果は、国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用された。</p>
	施策の分析	(判断根拠)	<p>○本施策は、我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるために重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p>

次期目標等への反映の方向性	<p>【加筆】</p> <p>○平成28年度事前分析表より、中長期的な地球温暖化対策として目標1-1「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」に含めることとする。</p> <p>○H32(2020)年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。</p> <p>○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。</p> <p>○さらに、H27年12月に合意されたパリ協定(気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み)の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p>
	<p>【測定指標】</p> <p>○測定指標は引き続き温室効果ガス吸収量を用いる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	竹本 明生	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------	--------------------	-------	----------	---------



平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-④)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	途上国において優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度(JCM)の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,949	16,297	15,979	16,958
	補正予算(b)	0	0	0	-	
	繰越し等(c)	0	1,038	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	9,949	17,335	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	8,150	13,920	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻めの地球温暖化外交戦略(ACE 2.0)(平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)</li> <li>・日本再興戦略2015(平成27年6月30日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	JCMパートナー国数	基準値	実績値				目標値	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
	8	2	8	2	4	-	16	○
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	目標達成 平成28年3月末時点で、JCMパートナー国は16か国。その他複数の国と協議を進めており、「平成28年までに16か国」の目標は達成した。
	施策の分析	攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))及び日本再興戦略に位置付けられている通り、平成28年までにJCMパートナー国数を16か国まで増やすことを目標に途上国との協議を実施した。また、平成28年3月末時点で14か国で計58件のJCM資金支援事業を実施中であり、うち既に4か国との間で8件がJCMプロジェクトとして登録済みである。	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○平成28年度事前分析表より、目標1-2「世界全体での抜本的な排出削減等への貢献」に含めることとする。</p> <p>○具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○地球温暖化対策計画案及び約束草案において、「JCMにより、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により、2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO2の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる」とされており、この実現に向けて取り組む。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会・産業構造審議会の合同専門家会合において、我が国の約束草案について検討した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室 国際協力室 国際地球温暖化対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	小笠原 靖 水谷 好洋 木野 修宏	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--	--------------------	-------------------------	----------	---------